

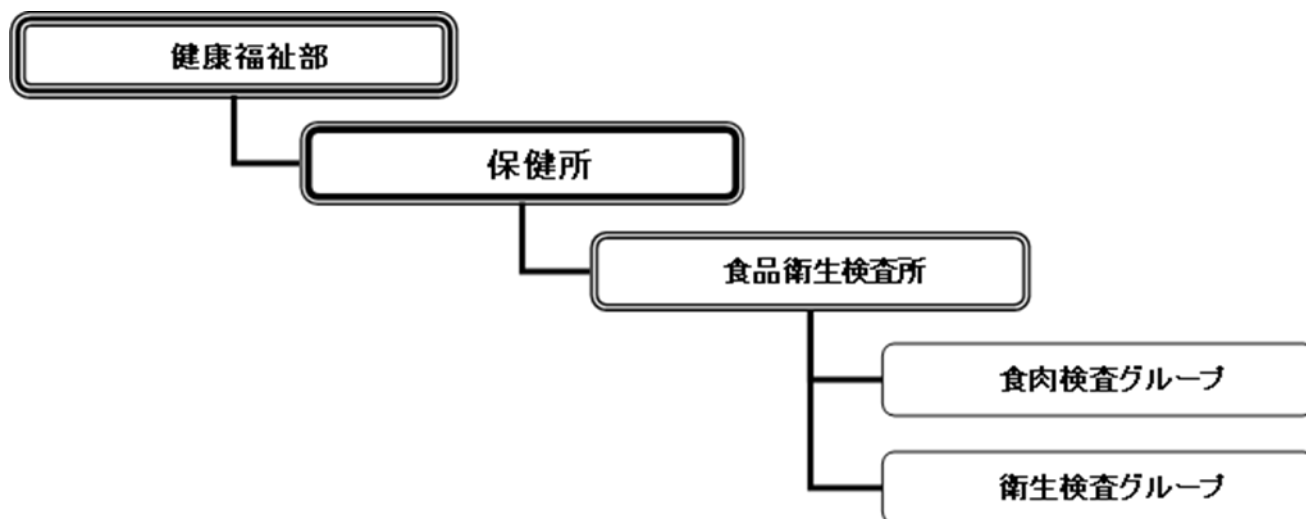
第1章 総説

1. 沿革

- 昭和39年4月 三重県四日市食肉衛生検査所設置
大安、桑名、四日市、鈴鹿、亀山、上野、名張と畜場を担当
- 昭和40年9月 四日市市と畜場内に三重県四日市食肉衛生検査所施設が完成
- 平成12年3月 三重県四日市食肉衛生検査所の庁舎に移転
- 平成20年4月 四日市市への保健所移管に伴い四日市市食肉衛生検査所設置
- 平成21年9月 四日市市食肉衛生検査所、四日市市保健所衛生検査室の統合による組織改編に伴い食品衛生検査所に改称
- 平成26年4月 食品衛生検査所食肉検査部門新築移転

2. 組織の構成

健康福祉部 保健所 食品衛生検査所(食肉検査グループ、衛生検査グループ) になります。



3. 職員構成

職名	所長	副所長	所付主幹	主幹	技師	再任用	会計年度 任用職員
職種	獣医師	事務	獣医師 臨床検査技師 事務	獣医師 事務	獣医師 臨床検査技師	臨床検査技師	獣医師 臨床検査技師
職員数	1	1	3	5	11	1	2

※令和8年3月31日時点の職員構成

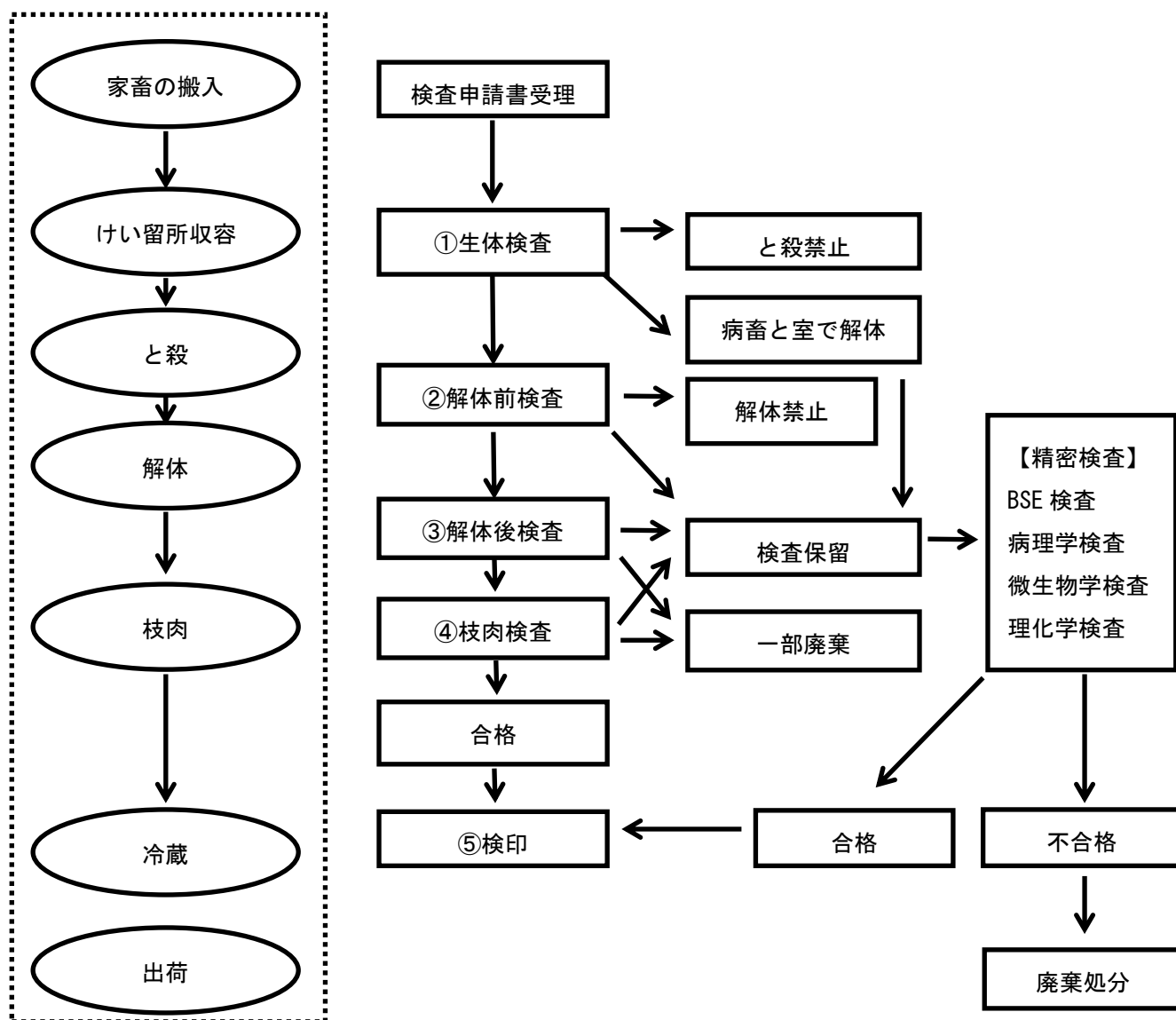
4. と畜検査手数料

牛・馬	豚・とく・駒	めん羊・山羊
800円	300円	100円

*以下とくとは、1歳未満の牛のことをいう

駒とは、1歳未満の馬のことをいう

5. と畜検査工程



〔１〕 生体検査

と殺前の疾病の有無を調べます。と殺してはいけない疾病のときは、と殺禁止にします。

〔２〕 解体前検査

と殺した動物の外観や血液に異常が無いかを調べます。解体をしてはいけない疾病のときは、解体禁止にします。

〔３〕 解体後検査

内臓や頭部に異常が無いかを調べます。異常を発見した場合は、その部分または全部を廃棄します。

〔４〕 枝肉検査

枝肉に異常が無いかを調べます。異常を発見した場合は、その部分または全部を廃棄します。

〔５〕 検印

と畜検査に合格した枝肉に検印を押します。

6. 主な検査機器

（１）微生物検査室

オートクレーブ／血液生化学検査機／遠心機／恒温機／顕微鏡／純水製造装置／器具洗浄機／器具乾燥機／PCR サーマルサイクラー …など

（２）理化学検査室

遠心分離機／ロータリーエバポレーター／超音波洗浄機／振とう機／アスピレーター／ホモジナイザー …など

（３）BSE 検査室

恒温機／遠心分離機／オートクレーブ／アルミブロック恒温槽／細胞破碎機／分光光度計／マイクロプレート用吸光測定装置／プレートウォッシャー …など

（４）病理検査室

自動包埋装置／組織固定用振とう器／マイクローム／湯浴式パラフィン伸展器／パラフィン伸展器／システム顕微鏡／落射蛍光顕微鏡 …など

7. 食品衛生検査所の所在地

〒510-0064 三重県四日市市新正4丁目20-3

TEL 059-352-0785 FAX 059-352-0786

E-メール syokuhinkensa@city.yokkaichi.mie.jp

■地図

